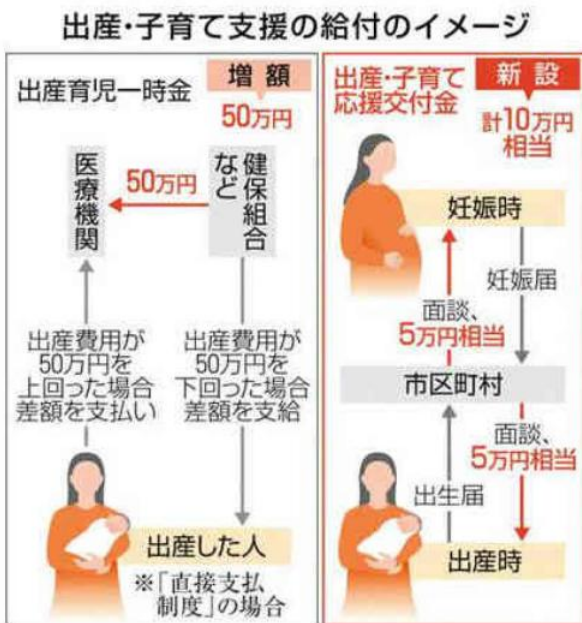


妊娠・出生届で各5万円

子育て給付 月内開始の自治体も

政府は子育て支援策の一環として、新たに計十万円相当を配る「出産・子育て応援交付金」の創設を決めた。早い自治体だと月内に給付を始める。四月からは

公的医療保険を財源とする「出産育児一時金」が増額され、五十万円となる。ともに所得制限はない。どのような仕組みなのだろうか。



「出産・子育て応援交付金」は、子育て世帯の経済、精神的側面を支援する性格がある。妊娠届、出生届を出す際に各五万円、計十万円相当を受け取れる。対象は二〇二二年四月以降に妊娠もしくは出産した人で、さかのぼって給付する。

実施主体の市区町村が現金か、育児用品に使えるクーポンなどを支給する。妊産婦は居住自治体へ手続きする。給付開始時期は自治体により異なるが、厚生労働省によると一〜三月が多い見込みという。妊産婦に寄り添う取り組みとして、保健師などが原則的に面会して相談に乗ることが給付の要件だ。

これに対し、出産育児一時金（現行四十二万円）は、出産した人に現金で全国一律額を支払う。出産費

用は「自由診療」と位置付けられ、自己負担が原則三分割の公的医療保険の対象外。高額になるため一時金で出産の平均的費用を賄うことになる。

例えば、健康保険組合のある企業に勤める女性は、出産したら自社の健保組合へ手続きし、五十万円（四月以降の金額）を受け取る。

実際は健保組合などが医療機関へ直接五十万円を支払って費用を相殺し、本人は五十万円を超えた場合に差額を支払えば済む「直接支払い」を導入している医療機関が多い。

新給付も一時金増も少子化加速が背景にある。これらは「ワンショット」の対策に過ぎないとの声があり、長年かさむ教育費の負担軽減などの必要性が指摘されている。